

5月20日（月）

企業の衛生委員会における産業医の「衛生講話」

第7回：各論②（労働安全衛生法および関連法令）

労働安全衛生法（以下、安衛法）は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成する目的で制定された法律です。

この章では、第1章の安全衛生管理体制を基盤にして展開されます。

#### 0) 労働基準監督署への報告義務

労働基準監督署への報告義務は事業者にあります。

所轄労働基準監督署長に報告書を提出することを行います。

#### 1) 事務所の衛生基準

事務所衛生基準規則は、安衛法に基づいて、事務所の衛生基準を定めています。

##### ① 気積・換気

「気積」は、事務所の空間の大きさのことです。

「必要換気量」が同じであれば、気積が少ないほど「換気回数」は多くなります。

## ② 採光・照度

「採光」は外部から光を取り入れることです。

「照度」は単位面積当たりの光量で、単位はルクス (lx) です。

## ③ 休養・清掃、食堂・炊事場

安全で快適に業務が行えるような基準が休養・清掃、食堂・炊事場に関して<労働安全衛生規則>で定められています。

### 2) 安全衛生教育（とくに、雇入れ時・作業内容変更時）

新たに労働者を雇い入れたとき、従事する作業内容を変更したときは、業務に関する安全・衛生のための教育を行います。

### 3) 健康診断（一般健康診断）

一般健康診断は、携わっている業種や業務の内容を問わず、労働者に実施される健康診断です。

### 4) 健康診断実施後の措置（事後措置）

健康診断実施後の措置とは、診断結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を実施することです。

### 4) 面接指導

面接指導は、問診などにより、心身の状況を把握し、

状況に応じて医師が面接して、必要な指導を行うことです。

#### 5) ストレスチェック

ストレスチェックの主な目的は、精神疾患の一次予防、

すなわち、メンタルヘルス不調の防止にあります。